

## 千葉県立特別支援学校市川大野高等学園野球場整備等修繕仕様書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 千葉県立特別支援学校市川大野高等学園野球場整備等修繕
- 2 目 的 本修繕は、千葉県立特別支援学校市川大野高等学園野球場を市が管理・運営しており、野球場から出る砂埃対策として砂の入れ替えを行い、併せて野球場内の整備を行うもの。
- 3 施行場所 市川市大野町4丁目2274
- 4 施行期間 令和2年10月6日 から 令和2年10月27日まで
- 5 修繕内容 野球場内野部分に岩瀬砂を補充し、転圧・整備を行うもの。

《修繕内訳》

項 目	規 格	単 位	数 量
岩瀬砂搬入	3t車搬入	180	m <sup>3</sup>
整地	重機・人力	1,650	m <sup>2</sup>
転圧	ハンドガイドローラー転圧	1,650	m <sup>2</sup>
重機回送		2	台
諸経費		1	式

- 6 添付資料 別紙1 千葉県立特別支援学校市川大野高等学園及び野球場 位置図  
別紙2 野球場詳細図

### 7 提出書類及び報告書

#### (1) 報告書（成果品）

受注者は、当該修繕を完成させた成果として、次に掲げる成果品を受注者に提出するものとする。

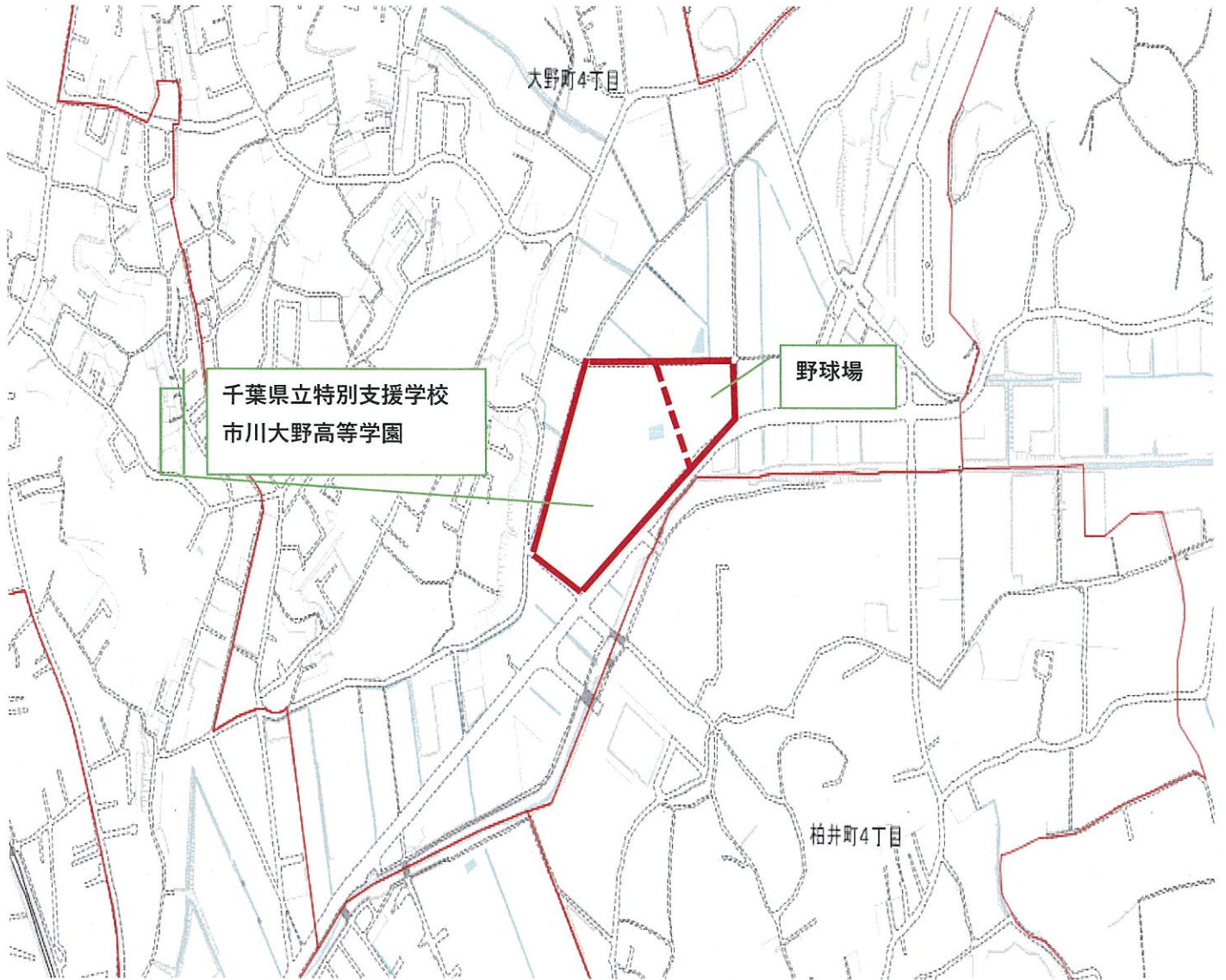
- 1) 修繕実施前、実施中及び修繕終了後に修繕の履行がわかる写真を提出する。なお、写真撮影に際しては、黒板（あるいはホワイトボード）等に件名を明記するとともに撮影場所が判別できる背景を入れるものとする。

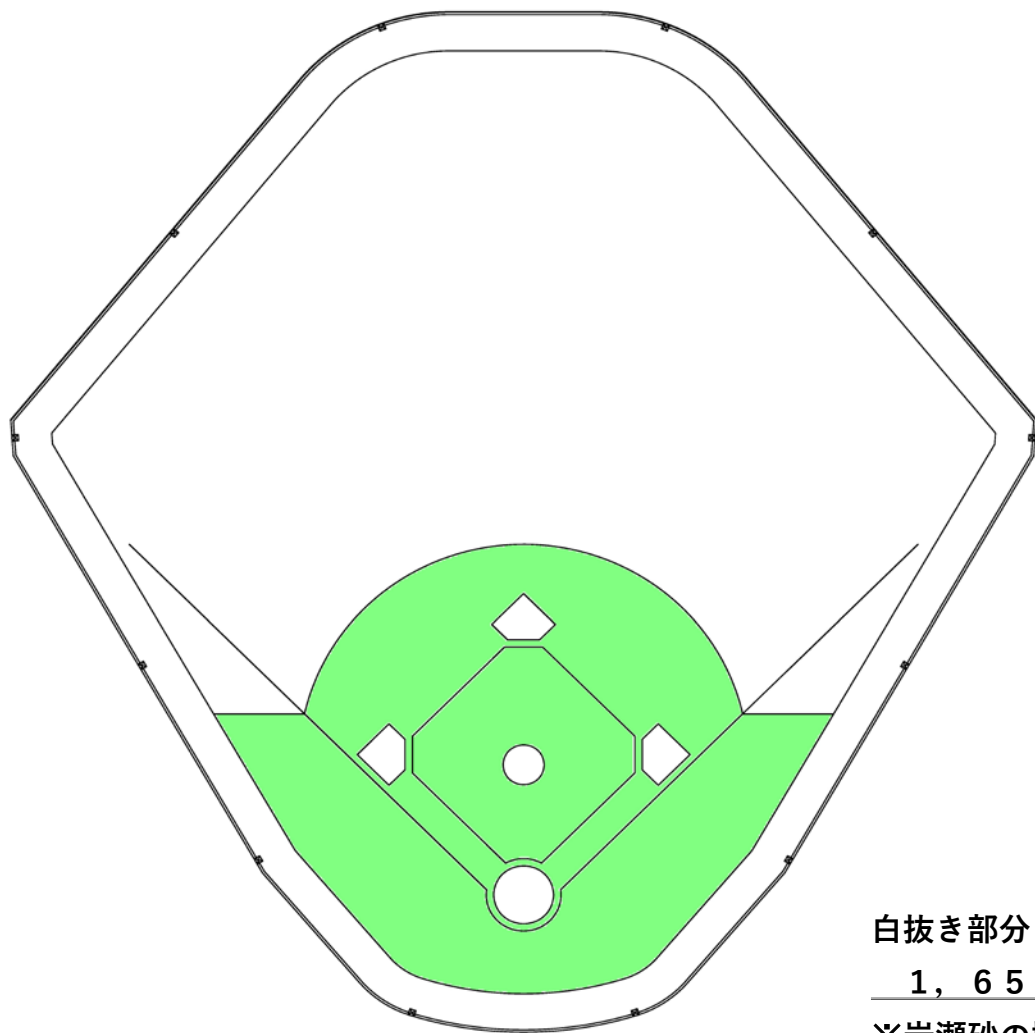
## 8 その他

- (1) 発注者は、受注者の修繕履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し修繕の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、修繕の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、この修繕の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、修繕の履行による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受注者は、修繕の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 修繕の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 受注者は、施工材料等の適切な品質管理を行わなければならない。
- (8) 受注者は、修繕施工現場において発生した発生品については取りまとめて適切に保管し、その処理については監督員の指示を受けなくてはならない。
- (9) 受注者は、常に安全対策に留意し、労働安全衛生規則等に定める現場管理を行うとともに、その他の関係法令に対しても十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。
- (10) 受注者の判断において、修繕施工現場が危険なため立ち入りを禁止する必要がある場合は、予め監督員の承諾を受け、その区域を適切に防護するとともに、立ち入り禁止標示の処理を講じなければならない。
- (11) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

位置図

別紙 1





白抜き部分（内野部分）

1, 650 m<sup>2</sup>

※岩瀬砂の搬入場所